

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年2月8日(平成28年(行個)諮問第22号)

答申日：平成28年6月16日(平成28年度(行個)答申第39号)

事件名：本人が申告した人権侵犯事件に係る記録の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1ないし文書165に記録された保有個人情報(以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。)につき、その一部を不開示とした決定については、別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年11月16日付け庶15(4)第1120号により長野地方法務局長(以下「処分庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、全ての情報の開示を求める。

2 審査請求の理由

(1) 要旨

- ① 基本的に全ての情報の開示を求めます。(全部開示)
- ② あるいは、法律に許された範囲において最大限開示されることを求めます。
- ③ 審査請求人は、今回の人権侵犯事件に関して明白な人権侵犯であるとの立場から、長野地方法務局(人権擁護委員会)に対して被害を申告しました。これに対し、調査の後、「侵犯事実不明確」という決定が下されました。

一方、どのような理由・根拠等によって「侵犯事実不明確」決定となったのかについては、全く理解できていません。決定の通知書にも、決定があった事実のみが記され、その理由・根拠等は一切書かれていません。

今回の処分に基づき情報開示された文書によっては、理由・根拠等を、到底、明確にはできません。

したがって、その決定の理由・根拠等が国民(審査請求人)に理解

できるよう、それが可能なレベルでの開示を求めます。

不開示にすることの正当な理由という概念の存在自体は認識しています。しかしそれは、行政の情報は本来国民に全開示されるべきものであるとの基本理念を大前提としたものであるはずです。

当方の立場からは、この決定の理由・根拠等が、国民に理解できるということは、国民の知る権利からして、最低限必要な重要事項ではないかと認識しています。

したがって、このレベルでの開示を求めます。

ア 「不開示とした部分とその理由」には「内部的な協議・検討の過程において出された意見・評価等が開示されることになると、職員らが率直な意見を述べることをちゅうちょし、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と記されている。

イ 「おそれ」があるから不開示→「おそれ」はオールマイティ。この論理を敷衍すれば、際限なく不開示可能である。

ウ 「率直な意見を述べることをちゅうちょし」→これは、公務員に一方的に有利な主張である。開示を求める国民に一方的に不利な内容である。

エ 長野地方法務局にとって一方的に都合の良い内容を、法14条1項7号の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に牽強付会している。

(2) 法を根拠としている点について

ア 本件は14条1項7号のイよりホは該当せず。

イ イからホに例示されている内容と、長野地方法務局の不開示理由とは、明らかに乖離がある。

ウ 長野地方法務局は14条1項7号の「次に掲げるおそれその他当該事務」の内の「その他」を不適切に拡大解釈しているのではないか。

エ 「(3)」の理由は、前半部分は、法1項7号とは関係ない。整合していない。被調査者には調査を拒否する権利がある。調査を拒否されたからといって、長野地方法務局の業務の支障になるという話ではないのではないか。協力が得られなかったと、事務処理可能である。

(3) 公務員の自由な議論と、国民の知る権利

ア バランスが必要ではないか。一方的に公務員に有利になることは許されない。

イ 「悪徳公務員」という表現は国民に定着している。「悪徳会社員」という言い方はない。全て公務員が善良、完全無比ということはない。

ウ 公開が原則ではないか。

エ 国民から要望があれば、これを開示し、批判検証できるようにする

ためではないか。

オ 人権問題について議論がなされる場合にも、当事者に最大限開示されるべきなのではないか。

カ もし、人権問題に関する協議の内容の記録が非公開であるならば、無責任な議論も可能となる。

キ 原則は「決定」の形成過程まで含めて、最大限、国民の検証可能にすべきである。

ク 「公務員の率直な意見をちゅうちょ」と「国民の知る権利」→今回の不開示の状況は明らかに公務員に好都合なようにバランスを失っているのではないか。

(4) 運用する職員，誠実な公務員と組織

ア 誠実に開示すれば「何だあいつは。」などと批判され、冷遇されていくような実態があるのではないかと質問すれば、そのような事実はない、厳正、適切に運用されているとの趣旨の回答があるに相違ないが、その実、真実はどうなのか。

イ 公務員の中の良識ある者の行動を適切に生かせるような状況にあるのだろうか。

(5) 公務員の行動の検証

ア 公務員の行ったこと、協議したこと、まとめた文書等のその内容（表題等以外）について、一言一句全て不開示にしないと、個人なり何らかの利益を害する、ということがあるのだろうか。だとすると、公務員の行動について、国民が批判検証する機会はこの様に保証されているのであろうか。

秘匿しないと公務員にとって都合が悪い、ではいけない。情報公開は公務員の行動の妥当性について批判、検証、議論等をする場合の大前提である。それは民主主義社会の基礎であるはずである。

イ 公務員の行ったことは、全開示するのが基本的な理念のはずである。

ウ 公開資料を見ると、完全に逆行している。さながら全不開示を基本としているかの如くである。

エ 公務員 全開示のはず。それがなされていない。

特定個人Aに関する資料，部分。

特定個人Bに関する資料，部分。

オ 開示資料の中の「行政の処置方針」を全黒塗りにする決定は容認できない。民間人は関係ない。なぜ公務員の情報を不開示にしなければならないのか。

カ 公務員は自分の行ったことに関して、説明責任を果たせないようではおかしい。

キ 黒塗りして守っているのは誰なのか。他の公務員が当該公務員を安易に守護しているのであれば、それは本来許されないはずである。

ク 内容部分に関し、一言一句、不開示としている資料の羅列となっている。文章全てを不開示にする合理的な理由が本当にあるのか。

ケ 「事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」式の理由付けによって、安易に不開示とすることができるとした場合、その理由付けはオールマイティである。「支障を及ぼすおそれ」など、あらゆる事案、事象に存在する。

開示したくない資料、部分について、その都度そのようなもっともらしい理由付けしていけば、結果として幾らでも不開示にできることとなる。

今回の不開示にそのような側面は皆無と断定できるのであろうか。少なくとも綿密な検証が必要である。

(6) 審査請求人事案において何故「相手方との話し合いを仲介」をしなかったのか

人権侵犯についての調査方法の問題点と情報開示

ア 一方的な聴取では、まさに一方的になる。

イ 事実、真実を解明するため、被害申告者、相手側（役場職員）、法務局特定支部・人権擁護委員会による、三者協議を要望した。

ウ 「人権侵害被害申告シート」にも「相手方との話し合いを仲介してほしい」の欄にチェックした。

エ 特定支局長に、直接、口頭で繰り返し要望もした。

オ にも拘らず、三者協議は一度も行われなかった。そして一方的に決定がなされた。

カ 審査請求人は、決定以前に必ず何らかの連絡があり、協議なり、事実確認なりがあると思っていた。

キ なぜ審査請求人への事実確認の作業が行われなかったのか、全く不明である。

ク 今回の情報開示によっても、なぜ協議が行われなかったのか、全く不明である。

ケ 期限は定められていないはずである。

コ 何故そのようなこととなったのか、その過程を明確にしたい。そのために情報開示を求める。

(7) 特定地方公共団体情報開示資料を判読不能となるようなコピーした件と本件情報開示のあり方

ア 開示対象資料の中に、不鮮明で判読できないものがある。

イ 誰がこのような判読不能な資料にしたのか。

ウ 審査請求人が提出した時点では十分に読解できたはずである。また
そうでなければ、情報公開の意味がなくなる。

エ どの時点で、誰が判読不能にしたのか。

オ 故意に判読不能のようにコピーした可能性がある。→特定地方公共
団体から開示されていないように装った可能性がある。

カ 仮に故意にでなくとも、このような判読不能な資料によって、法務
省内において、審査請求人の人権問題について協議がなされていたと
すれば、その結論にも影響を与えた可能性がある。「侵犯事実不明
確」の決定に対してである。

キ どの時点からこのような判読不能な資料が用いられたのか。事実を
明らかにしてほしい。

ク この判読不能な状態が、法務省・法務局において協議がなされてい
た時の状態であるならば、そのまま開示されなければならない。

ケ そうでない状態であったならば、協議時点と同様の状態で開示され
なければならない。

コ 事実の解明を求めたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から開示請求のあった保有個人情報の名称は、長野地方法務
局本局が保有している情報であって、審査請求人が被害者となっている特
定日開始の人権侵犯事件記録一式である。

処分庁は、下記4の理由により、平成27年11月16日、保有個人情
報の部分開示決定をし、同日付け庶15(4)第1120号「保有個人情
報の開示をする旨の決定について(通知)」で審査請求人に通知した。

2 「人権侵犯事件記録」に編綴される書類及びその記録内容について

人権侵犯事件とは、国民に保障されている基本的人権が侵害された疑い
のある事件をいい、法務省の人権擁護機関がこの人権侵犯事件について行
う調査・処理の目的は、人権侵犯の疑いのある事案について、侵犯事実の
有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識
を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状
態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。

人権侵犯事件記録に編綴される書類は、事件関係者から事情聴取した際
の聴取報告書、事件の関係者から提出のあった資料、事件処理についての
局内の決裁文書、及び救済手続に関する書類などである。これらの書類に
は、事件の概要、事件関係者の住所・氏名・職業・年齢、事件関係者から
聴取した供述内容、局内における事件についての検討状況等が記録されて
いる。

3 不服申立ての趣旨について

審査請求人は、処分庁が行った原処分を取り消し、全部開示とするとの決定を求めていると解される。

4 部分開示を行った理由について

- (1) 審査請求の対象である前記人権侵犯事件記録一式（以下、第3においては「本件人権侵犯事件記録一式」という。）の中には、人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が含まれている。

人権侵犯事件の処理に当たっては、証拠の評価、関係者の対応や事件に対する姿勢など様々な事情を総合的に判断して、どのような措置が自主的な紛争の解決に最適かを判断する必要がある。職員間での忌たんのない意見が事件関係者に開示されることになると、事件についての心証、供述の信用性への疑問、当事者の対応についての問題点などの意見をめぐって関係者から反発を招いたり、事件当事者間の関係を悪化させることもあり得る。

また、人権侵犯事件に関する法務省の人権擁護機関の措置には強制力がなく、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すものであることから、自主的な紛争の解決を図るためには、人権擁護機関の判断を説得的に説明し、当事者の理解を得るようにする必要がある。しかしながら、内部での様々な意見が当事者に開示されると、このような制度自体の目的を達成することができなくなるおそれがあることから、このような事態が生じることを恐れて、職員が、自己の意見に対する事件関係者の反応を意識し、率直な意見を述べたり、それを記録することをちゅうちょする等して事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

- (2) 本件人権侵犯事件記録一式の中には、審査請求人以外の特定の個人を識別する情報が含まれている。

これらの情報は、法14条2号に該当するとともに、これが開示されることとなれば、被害者その他の関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするようになるだけでなく、調査そのものに協力することも拒否するようになったり、人権侵害の救済を求める人が法務省の人権擁護機関に被害の申告をすることを差し控えたりするおそれもあり、その情報の開示によって、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報にも該当する。

- (3) 本件人権侵犯事件記録一式の中には、審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容又は当該被聴取者を推認させる情報が含まれている。

人権侵犯事件においては一般に人権侵害をめぐって当事者間に紛争が発生しており、関係者が事件の調査に協力した事実や被害者その他の関係者に対する調査の内容等がその他の当該事件の関係者に開示されると、紛争が一層複雑化し、あるいは調査に協力した者が何らかの報復や不利益を受けるおそれがある場合が少なくない。人権侵犯事件の調査は、調査内容の秘匿を条件に関係者の協力を得ながら進めているのが実情であり、その秘匿が保障されなければ人権侵犯事件の適正迅速な調査処理に重大な支障が生じるおそれがある。すなわち、一般に被害者その他の関係者が情報の秘匿に極めて神経質であり、本件報告書を含む人権侵犯事件記録の取扱いに少なからぬ関心を払っている実情からは、審査請求人以外の者からの事情聴取の内容や当該被聴取者を推認することができる情報を第三者に開示すると、被害者その他の関係者が事実をありのまま述べることや証拠を提供することをちゅうちょしたり、調査そのものに協力することを拒否するようになる。また、そもそも、人権侵害の救済を求める人が、法務省の人権擁護機関に被害の申し出をすることを差し控えるようになるおそれもある。

このような事態となれば、十分な調査が実施できず、その結果、真相解明が困難となり、相手方へ啓発する等の実効的な被害者救済がなし得なくなるばかりでなく、人権救済制度そのものの適切な運用ができなくなることとなる。したがって、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

なお、関係者の住所、氏名等の個人識別情報のみを不開示とするものの是非については、たとえ当該個人識別情報のみを不開示としたとしても、事件関係者であれば、供述の内容から供述者を特定したり、特定には至らないにしても、供述者を推測することは可能であることから、事件関係者間において無用のトラブルが発生し、人権侵害による被害者救済の目的が達成できないおそれがあるため、個人識別情報以外の部分を含めて不開示とせざるを得ない。

5 その他

- (1) 審査請求の対象となっている本件人権侵犯事件記録一式については、審査請求人は人権侵犯事件の被害者であるが、先般、当該事件の申告者から別途開示請求がなされている（本件については、部分開示決定を不服として審査請求がなされている（平成28年（行個）諮問第5号）。）ところ、一般的に人権侵犯事件の申告者と被害者が異なる場合、人権侵犯事件の被害者に対しては、申告者の個人に関する情報は不開示となる。

しかしながら、本開示請求については申告者と被害者は同居をしてい

る上、申告者自身が開示を許容していることが確認できたことから、申告者に関する情報も開示請求者が知ることができる情報、すなわち法14条2号イの情報に該当すると考えて、申告者に開示した範囲と同一の範囲で開示を実施したものである。

- (2) 審査請求の対象となっている本件人権侵犯事件記録一式のうち、不開示情報に該当する部分及び不開示理由のいずれに該当するかについては、別紙1のとおりである。

別紙1中、「不開示理由」欄の(1)ないし(3)は、不開示理由が上記4の(1)ないし(3)のいずれに当たるかを示している。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|
| ① | 平成28年2月8日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月26日 | 審議 |
| ④ | 同年6月14日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施並びに本件対象保有個人情報の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、審査請求人を被害者とする人権侵犯事件に関する記録一式に係る保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙1に掲げる文書1ないし文書165に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）をその対象として特定した上で、これらの情報の一部が、法14条2号及び7号の不開示情報に該当するとして、当該部分を不開示とする原処分を行ったものである。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報の不開示部分の不開示情報該当性について、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 不開示部分について

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、本件対象保有個人情報が記録されている文書は、別紙1掲載のとおり、決裁伺い（文書1）を先頭に、特別事件開始報告書（文書2）や人権侵犯被害申告シート（文書3）の外、人権相談票（文書4）や聴取報告書（文書29等）、特別事件処理報告書（文書164及び文書165）等の計165の文書から構成されており、その内容から、これらの文書は、審査

請求人を被害者とする特定の人権侵犯事件処理に関する一連の文書であると認められる。

上記各文書に記録された保有個人情報のうち、文書3ないし文書34、文書36ないし文書67等、計127文書については、原処分において全部開示され、その余の38文書については、別紙1の「不開示部分」欄に掲げる部分が、不開示とされていると認められる。

(2) 人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が含まれている部分

ア 諮問庁の説明

①文書1、文書68、文書160及び文書163の「起案日」欄及び本文（文書160のみ）、②文書2及び文書35の「調査計画」欄、③文書69及び文書114の「処理方針」欄、「理由」欄、「参考事項」欄及び「目録」欄の32ないし44の記載の一部、④文書111ないし文書113及び文書156ないし文書158の全て、⑤文書159の標題の一部及び本文並びに⑥文書164及び文書165の「相手方」欄及び「参考事項」欄の記載の一部には、人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が含まれており、このような職員間での忌たんのない意見や内部での様々な意見が当事者等事件関係者に開示されると、事件についての心証、供述の信用性への疑問、当事者の対応についての問題点などの意見をめぐって関係者から反発を招いたり、事件当事者間の関係を悪化させることもあり得るほか、このような事態が生じることを恐れて、職員が、自己の意見に対する事件関係者の反応を意識し、率直な意見を述べたり、それを記録することをちゅうちょする等して事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

イ 検討

(ア) 上記アの不開示部分のうち、①文書69の「目録」欄の32ないし37の不開示部分を除く部分及び文書114の「目録」欄の32ないし37の不開示部分を除く部分並びに②文書164及び文書165の「相手方」欄の不開示部分を除く部分には、法務局内部における本件の人権侵犯事件の取扱いや処理についての内部的な協議・検討を行った状況やその結果が、本件事案の処理に係る職員の率直な意見・評価又は心証等とともに記録されていると認められる。

人権侵犯事件の調査事務は、様々な領域における幅広い事象を扱うものであり、また、その内容も機微にわたるものが多い上、その事実関係の調査や解決のための措置として任意的手段しか有しない

こと等に照らせば、人権侵犯事件の調査事務に適切に対応するためには、法務局内部において忌たんのない意見交換を行い、十分な検討を行う機会が確保される必要があるものと認められる。

かかる必要性に鑑みれば、当該不開示部分に記録された内部的な協議・検討の過程やそこにおいて出された意見・評価又は心証等が開示されることになると、職員において、今後の人権侵犯事件一般に係る事案の検討に際し、その内容が開示された場合の影響等を憂慮する余り、十分な検討や率直な意見を述べることを差し控えるなどし、自由かつ達な意見交換が行われなくなり、ひいては国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないことから、当該不開示部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められるため、不開示としたことは妥当である。

(イ) ①文書69の「目録」欄の32ないし37の不開示部分及び文書114の「目録」欄の32ないし37の不開示部分並びに②文書164及び文書165の「相手方」欄の不開示部分については、諮問庁は、下記(3)の不開示理由にも該当すると説明しているので、下記(3)において、更に検討する。

(3) 審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容又は当該被聴取者を推認させる情報等が含まれている部分(上記(2)で判断した部分は除く。)

ア 諮問庁の説明

①文書69の「目録」欄の32ないし37の記載の一部及び文書114の「目録」欄の32ないし37の記載の一部、②文書101ないし文書106及び文書146ないし文書151の「聴取場所」欄(文書103及び文書148を除く。)、被聴取者の「住所」、「職業」、「氏名」及び「生年月日」の各欄並びに「聴取内容」欄、③文書107ないし文書110及び文書152ないし文書155の全て、④文書162の宛先及び本文並びに⑤文書164及び文書165の「相手方」欄の記載の一部は、審査請求人以外の特定の個人を識別する情報であり、⑥文書69及び文書114の「相手方」欄の記載の一部並びに上記①、②、④及び⑤の各部分には、審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容又は当該被聴取者を推認させる情報が含まれている。

当該部分を開示すると、被害者その他の関係者が事実をありのまま述べることや証拠を提供することをちゅうちょしたり、調査そのものに協力することを拒否するようになり、その結果、十分な調査が実施できず、真相解明が困難となり、相手方へ啓発する等の実効的

な被害者救済がなし得なくなるなどから、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。また、審査請求人以外の特定の個人を識別する情報は、同条2号にも該当する。

イ 検討

(ア) 上記アの不開示部分のうち、文書69、文書114、文書164及び文書165の「相手方」欄の不開示部分を除く部分には、本件の人権侵犯事件において、法務局が審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容及び当該被聴取者を推認させる情報等が記録されていると認められる。

強制的な手段を持たない人権侵犯事件の調査は、関係者の協力を得ながら行われるものであり、もともと当事者間に何らかのトラブルや紛争が生じている場合も少なくないと考えられることから、これらの情報が開示され、関係者に関する情報や事件の調査に協力した事実、その内容等が他の関係者等に明らかにされると、関係者が事実を述べたり証拠を提供することに消極的になるなどし、調査に協力することを拒否するようになるなど、人権侵犯事件の調査事務に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。また、人権擁護機関の事実認定は、人権救済の申立人及び被害者の申告内容のみならず、当該申立人及び被害者以外の関係者に対する調査結果を踏まえたものであることから、当該不開示部分を開示すれば、調査の相手方その他の関係者の反発を招くおそれがあるばかりではなく、そもそも調査内容の秘匿を条件に関係者の協力を得つつ進めていく必要のある人権侵犯事件の調査手続自体に対する不信を招いたり、これに対する協力を得られなくなる事態を生じさせかねず、ひいては今後の国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

したがって、当該不開示部分については、法14条2号について判断するまでもなく、同条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められることから、不開示としたことは妥当である。

(イ) ただし、文書69、文書114、文書164及び文書165の「相手方」欄の不開示部分については、本件に係る人権侵犯事件の相手方に関する情報が記載されており、当該情報は法14条2号本文前段の開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するといえるが、一方で、当該相手方は、特定の地方公共団体の長であり、当該情報は公知の情報であることから、同号ただし書イに該当すると認められる。さらに、これらの情報を開示したとしても、関係者等が人権侵犯事件の調査等に非協力的になるなど、

国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、同条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号に該当するとして不開示とした決定については、別紙2に掲げる部分を除く部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙2に掲げる部分は同号及び同条7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1 (本件対象保有個人情報記録された文書並びに不開示部分及び不開示理由)

文書番号	文書名	不開示部分	不開示理由 (第3の4の該当項目)
文書 1	決裁伺い	「起案日」欄	(1)
文書 2	特別事件開始報告書	「調査計画」欄の記載内容全て	同上
文書 3	人権侵犯被害申告シート		
文書 4	人権相談票		
文書 5 ないし文書 2 8	資料		
文書 2 9 ないし文書 3 4	聴取報告書		
文書 3 5	特別事件開始報告書	「調査計画」欄の記載内容全て	(1)
文書 3 6	人権侵犯被害申告シート		
文書 3 7	人権相談票		
文書 3 8 ないし文書 6 1	資料		
文書 6 2 ないし文書 6 7	聴取報告書		
文書 6 8	決裁伺い	「起案日」欄	(1)
文書 6 9	特別事件調査結果報告書	「相手方」欄の記載の一部	(3)
		「処理方針」欄, 「理由」欄及び「参考事項」欄の記載内容全て	(1) ないし (3)
		「目録」欄の 3 2 ないし 4 4 の記載の一部	同上
文書 7 0	人権侵犯被害申告シ-		

	ト		
文書 7 1	人権相談票		
文書 7 2 ないし 文書 9 4	資料		
文書 9 5 ないし 文書 1 0 0	聴取報告書		
文書 1 0 1 及び 文書 1 0 2	同上	「聴取場所」欄，被聴取者の 「住所」，「職業」，「氏 名」及び「生年月日」の各欄 並びに「聴取内容」欄の記載 内容全て	(2) 及び (3)
文書 1 0 3	同上	被聴取者の「住所」，「職 業」，「氏名」及び「生年月 日」の各欄並びに「聴取内 容」欄の記載内容全て	同上
文書 1 0 4 ない し文書 1 0 6	同上	「聴取場所」欄，被聴取者の 「住所」，「職業」，「氏 名」及び「生年月日」の各欄 並びに「聴取内容」欄の記載 内容全て	同上
文書 1 0 7 ない し文書 1 1 0	資料	全て	(2)
文書 1 1 1 ない し文書 1 1 3	資料	全て	(1)
文書 1 1 4	特別事件調 査結果報告 書	「相手方」欄の記載の一部	(3)
		「処理方針」欄，「理由」欄 及び「参考事項」欄の記載内 容全て	(1) ない し (3)
		「目録」欄の 3 2 ないし 4 4 の記載の一部	同上
文書 1 1 5	人権侵犯被 害申告シ ート		
文書 1 1 6	人権相談票		
文書 1 1 7 ない し文書 1 3 9	資料		

文書140ない し文書145	聴取報告書		
文書146及び 文書147	同上	「聴取場所」欄，被聴取者の 「住所」，「職業」，「氏 名」及び「生年月日」の各欄 並びに「聴取内容」欄の記載 内容全て	(2) 及び (3)
文書148	同上	被聴取者の「住所」，「職 業」，「氏名」及び「生年月 日」の各欄並びに「聴取内 容」欄の記載内容全て	同上
文書149ない し文書151	同上	「聴取場所」欄，被聴取者の 「住所」，「職業」，「氏 名」及び「生年月日」の各欄 並びに「聴取内容」欄の記載 内容全て	同上
文書152ない し文書155	資料	全て	(2)
文書156ない し文書158	同上	同上	(1)
文書159	文書	標題の一部及び本文	同上
文書160	決裁伺い	「起案日」欄及び本文	同上
文書161	文書		
文書162	同上	宛先及び本文	(2) 及び (3)
文書163	決裁伺い	「起案日」欄	(1)
文書164及び 文書165	特別事件処 理報告書	「相手方」欄及び「参考事 項」欄の記載の一部	(1) ない し(3)

別紙 2（開示すべき部分）

文書 6 9，文書 1 1 4，文書 1 6 4 及び文書 1 6 5 の「相手方」欄の開示部分